

奨学金交付期間

令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)まで

ただし、学期末ごとに親子面接にて学業成績証明書及び生活状況報告書を提出していただき継続か否かを判断します。

申請手続きについて

下記の(1)～(4)までの書類全てを財団事務局まで送付してください。

なお、同一世帯の兄弟姉妹で申請する場合は(2)(3)(4)の書類は世帯で1部の提出で構いません。

(1)校外教育スポーツ奨学金事業 奨学生申請書

・中学1・2年生、高校1・2年生用(第2号様式)

・中学3年生、高校3年生用(第3号様式)

※ 申請書は記入例を確認のうえ、漏れなく記入してください。

(2)保護者アンケート(第4号様式)・・・全ての項目に回答してください。

(3)住民票の写し(コピー不可)・・・世帯全員の記載があるもの・2022年10月以降に発行されたもの

(4)住民票に記載の18歳(2022年3月31日時点の年齢)以上の世帯全員分の収入・所得を証明する令和4年度分の課税証明書(令和3年の所得を証明するもの)

令和4年1月1日にお住まいだった市区町が発行する令和4年度分の課税(所得)証明書が必要です。

所得がない場合にも取得してください。

※ 住民票と実際の生活実態が異なる場合や生活保護制度を一時的に利用している場合は、申請に係る申立書が必要です。
詳しくは当財団HPの「奨学生募集要項」にてご確認ください。

※ 養育者による申請書記入・親子面接出席が困難な場合は、医師・教師・ソーシャルワーカー等による推薦書があれば応募可能です。(推薦書があっても、選考の結果不採用となる可能性もあります。予めご了承ください。)
詳しくは財団事務局までお問合せください。

奨学金交付決定までの流れ



申込み・問合せ先

申請書類は、当財団HP「各種申請書のダウンロード」からダウンロードしていただけます。
また、当財団へご連絡いただければ申請書類一式をご自宅へ郵送することも可能です。
お気軽にお問合せください。

✉ s-jidou@s-jidoukikin.or.jp

☎ 087-837-2230



公益財団法人 砂原児童基金

- 小学生から高校生までの子ども達に対する助成及び自主事業
- 児童養護施設等に入所し生活する子ども達に対する助成事業
- 子ども達を支援する活動を行う団体への助成事業
- 海外からの外国人留学生に対する奨学金事業

〒760-0004 香川県高松市西宝町3丁目6番22号
TEL: 087-837-2230 FAX: 087-837-2228
受付時間: 月～金曜日9時～18時・土曜日9時～13時
URL: <http://s-jidoukikin.or.jp>
メールアドレス: s-jidou@s-jidoukikin.or.jp

